



三労発基 1130 第 2 号  
平成 29 年 11 月 30 日

独立行政法人労働者健康安全機構  
三重産業保健総合支援センター所長 殿

三重労働局長



変異原性が認められた化学物質の取扱いについて

労働行政の推進に格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、標記の件について、平成 29 年 11 月 21 日付け基発 1121 第 2 号をもって本省労働基準局長から、同通知の別紙 1 並びに別紙 2 の物質について、学識経験者から強度の変異原性が認められる旨の意見を得たことから、関係事業者団体に対して必要な措置の要請を行ったと通知がありました。

つきましては、貴団体におかれましても、関係事業場に対して、これらの化学物質を製造し、又は取り扱う際には、関係指針に基づく措置を講ずる必要があることを周知いただきますようお願いいたします。

基 発 1121 第 1 号  
平成 29 年 11 月 21 日

別紙の関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長

### 変異原性が認められた化学物質の取扱いについて

労働安全衛生行政の運営につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

これまで、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 57 条の 4 第 1 項の規定に基づき届出のあった化学物質（以下「届出物質」という。）については、同条第 3 項の規定に基づき、当該化学物質の名称を公表するとともに、同条第 4 項の規定に基づき、有害性の調査の結果について学識経験者の意見を聴取し、変異原性試験の結果、強度の変異原性が認められる旨の意見を得たものについては、「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成 5 年 5 月 17 日付け基発第 312 号の 3 の別添 1。以下「指針」という。別添参照）に基づく措置を講ずるよう、届出事業者及び関係団体に対して要請しているところです。

今般、「労働安全衛生法第 57 条の 4 第 3 項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件」（平成 28 年厚生労働省告示第 436 号、平成 29 年厚生労働省告示第 85 号、第 231 号及び第 309 号）により、907 物質の名称を公表したところですが、それらの化学物質のうち、別紙 1 に掲げる計 32 の届出物質について、学識経験者から、変異原性試験の結果、強度の変異原性が認められる旨の意見を得ました。

また、法第 57 条の 4 第 1 項の既存の化学物質として政令に定める化学物質（以下「既存化学物質」という。）のうち、別紙 2 に掲げる計 6 物質について、学識経験者から、強度の変異原性が認められる旨の意見を得ました。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員又は傘下事業場に対し、別紙 1 に掲げる届出物質又は別紙 2 に掲げる既存化学物質を製造し、又は取り扱う際には、指針に基づく措置を講ずる等、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう周知いただきますようお願いいたします。

(別紙)

一般社団法人日本化学工業協会  
一般社団法人日本化学品輸出入協会  
化成品工業協会  
農薬工業会  
日本製薬団体連合会

変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針  
(平成5年5月17日付け労働省労働基準局長伺い定め)

平成5年5月17日  
一部改正 平成18年3月9日  
一部改正 平成24年12月11日

## 1 趣 旨

この指針は、微生物を用いる変異原性試験、哺乳類培養細胞を用いる染色体異常試験等の結果から強度の変異原性が認められた化学物質（以下「変異原化学物質」という。）又は変異原化学物質を含有するもの（変異原化学物質の含有量が重量の1パーセント以下のものを除く。）（以下「変異原化学物質等」という。）を製造し、又は取り扱う作業に関し、当該変異原化学物質への暴露による労働者の健康障害を未然に防止するため、その製造又は取扱いに関する留意事項について定めたものである。事業者は、この指針に定める措置を講ずるほか、労働者の健康障害を防止するための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 2 変異原化学物質による暴露を低減するための措置について

(1) 労働者への変異原化学物質による暴露の低減を図るため、当該事業場における変異原化学物質等の物性、製造量、取扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態様等を勘案し、必要に応じ、次に掲げる作業環境管理に係る措置、作業管理に係る措置その他必要な措置を講ずること。

### イ 作業環境管理

- (イ) 使用条件等の変更
- (ロ) 作業工程の改善
- (ハ) 設備の密閉化
- (ニ) 局所排気装置等の設置

### ロ 作業管理

- (イ) 労働者に変異原化学物質に暴露されないような作業位置、作業姿勢又は作業方法の選択
  - (ロ) 呼吸用保護具、不浸透性の保護衣、保護手袋等の保護具の使用
  - (ハ) 変異原化学物質に暴露される時間の短縮
- (2) (1) により暴露を低減するための装置等の設置等を行った場合には、次によること。

- イ 局所排気装置等については、作業が行われている間、適正に稼働させること。
- ロ 局所排気装置等については定期的に保守点検を行うこと。
- ハ 変異原化学物質等を作業場外へ排出する場合は、当該物質を含有する排気、排液等による事業場の汚染を防止すること。
- ニ 保護具については同時に就業する労働者の人数分以上を備え付け、常時有効かつ清潔に保持すること。また、送気マスクを使用させたときは、当該労働者が有害な空気を吸入しないような措置を講ずること。

(3) 次の事項について当該作業に係る作業規定を定め、これに基づき作業させるこ

と。

- イ 設備、装置等の操作、調整及び点検
- ロ 異常な事態が発生した場合における応急の措置
- ハ 保護具の使用

### 3 作業環境測定について

- (1) 変異原化学物質に係る作業が屋内で行われる場合であって、当該物質に関する作業環境測定手法が開発されているときには、定期的に当該物質の性状に応じ作業環境測定基準、作業環境ガイドブック等を参考として作業環境測定を実施することが望ましいこと。
- (2) 作業環境測定の結果及び結果の評価の記録を30年間保存するよう努めること。

### 4 労働衛生教育について

- (1) 変異原化学物質等を製造し、又は取り扱う作業に従事している労働者及び当該作業に従事させることとなった労働者に対して、次の事項について労働衛生教育を行うこと。
  - イ 変異原化学物質の性状及び有害性
  - ロ 変異原化学物質による健康障害、その予防方法及び応急措置
  - ハ 局所排気装置その他の変異原化学物質への暴露を低減するための設備並びにそれらの保守及び点検の方法
  - ニ 保護具の種類、性能、使用方法及び保守管理
- (2) 上記事項に係る労働衛生教育の時間は4時間以上とすること。
- (3) (1)のイからニの全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該項目についての教育を省略して差し支えないこと。

### 5 危険有害性等の表示、通知等について

変異原化学物質等を譲渡し、又は提供する場合は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第24条の14及び第24条の15の規定に準じて、容器又は包装に名称等の表示を行うとともに、相手方に安全データシート（以下「SDS」という。）の交付等により名称等の通知を行うこと。この場合、微生物等への強い変異原性を有することについて表示及び通知の内容に含めること。

### 6 変異原化学物質等の製造等に従事する労働者の把握について

変異原化学物質等を製造し、又は取り扱う作業に常時従事する労働者について、1年を超えない期間ごとに次の事項を記録すること。

- イ 労働者の氏名
- ロ 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間
- ハ 変異原化学物質により著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び講じた応急措置の概要

なお、上記の事項の記録は、当該記録を行った日から30年間保存するよう努めること。

## 変異原性が認められた届出物質

	名称公表 通し番号	名称公表年月日 名称公表告示番号	名称
1	25490	平成28年12月27日 厚生 労働省告示第436号	エチル=グリオキシラート重合体とトルエンの混合物
2	25519		2-クロロ-2'-(2-フルオロベンゾイル)-N-メチル-4'-ニトロ アセトアニリド
3	25524		1-{4-[2-(2,4-ジアミノフェノキシ)エトキシ]フェニル}-2-ヒ ドロキシ-2-メチルプロパン-1-オン
4	25542		1-{4-[2-(2,4-ジニトロフェノキシ)エトキシ]フェニル}-2-ヒ ドロキシ-2-メチルプロパン-1-オン
5	25548		3,4-ジプロモブタン-2-オン
6	25550		ジメチル=2,2'-({5-アセトアミド-4-[(2-プロモ-4,6-ジニ トロフェニル)ジアゼニル]-2-メトキシフェニル}イミノ)ジアセタート
7	25551		ジメチル=2,2'-({5-アセトアミド-2-メトキシ-4-[(5-ニトロ -2,1-ベンゾチアゾール-3-イル)ジアゼニル]フェニル}イミノ) ジアセタート
8	25616		3-プロモブタン-3-エン-2-オン
9	25620		ヘキサ-5-エン-1-イル=メタンスルホナート
10	25622		5-{[4-(ベンジルオキシ)-2-ニトロフェニル]シアゼニル}-6- ヒドロキシ-1,4-ジメチル-2-オキソ-1,2-ジヒドロピリジン-3 -カルボニル
11	25683	平成29年3月27日 厚生労 働省告示第85号	1,2-キシレンと1,3-キシレンと1,4-キシレンと1-プロモブタン 2-エンの混合物
12	25708		(E)-6-クロロヘキサ-2-エナール
13	25710		(E)-7-クロロヘプタ-2-エナール
14	25714		1-[4-(クロロメチル)フェニル]-1H-ピラゾール
15	25736		ジヒドロキシ(5-フェニル-2-チエニル)ボラン
16	25748		2,3-ジプロモプロパン酸
17	25754		2,4-ジメチル-5-(4-ニトロフェノキシ)ピリミジン
18	25782		ビス(4-ニトロフェネチル)=アジパート
19	25818		2-プロモ-1-(オキサソ-4-イル)エタノン
20	25821		2-プロモ-5-フェニルチオフェン
21	25889	平成29年6月27日 厚生労 働省告示第231号	エチル=グリオキシラート
22	25890		エチル=4-(クロロスルホニル)ベンゾアート
23	25939		((6R,7R)-3-(クロロメチル)-2-[[4-メキシベンジル)オキ シ]カルボニル]-8-オキソ-5-チア-1-アザビシクロ[4.2.0] オクタ-2-エン-7-イル)アンモニウム=クロリド
24	25940		クロロ(ヨード)メタン

	名称公表 通し番号	名称公表年月日 名称公表告示番号	名称
25	26049		1-(プロモメチル)-4-(トリフルオロメキシ)ベンゼン
26	26200	平成29年9月27日 厚生労働省告示第309号	2-(クロロメチル)-3,4-ジフルオロアニソール
27	26201		クロロメチル=メチル=カルボナート
28	26216		([1,3]ジオキノロ[4,5-f][1,3]ベンゾチアゾール-6-イル)アンモニウム=プロミド
29	26271		トルエンと(E)-ペンタ-2,4-ジエナールの混合物
30	26299		2-フェニル-1,10-フェナントロリン
31	26311		4-(4-tert-ブチルフェニル)-1,4-オキサチアン-4-イウム =メチル=スルファート
32	26345		N-ベンジル-1-メキシ-N-[(トリメチルシリル)メチル]メタンア ミン

## 変異原性が認められた既存化学物質

	化審法官報公示 整理番号	CAS No.	名 称
1	3-883	101-63-3	4,4'-ジニトロジフェニルエーテル
2	4-324	479-27-6	ナフタレン-1,8-ジイルジアミン
3	1-546	7446-08-4	二酸化セレン(IV)
4	3-223	455-14-1	4-(トリフルオロメチル)アニリン
5	3-707	2835-99-6	4-アミノ-3-メチルフェノール
6	4-704	72-48-0	1,2-ジヒドロキシ-9,10-アントラキノン

(注1) これらの化学物質は、化学物質のリスク評価検討会(有害性評価小検討会)の下に設置された遺伝毒性評価ワーキンググループにおいて、既知の知見を基に評価を行い、強い変異原性がある旨の意見を得られたことから、措置の対象とする。

(注2) 「化審法官報公示整理番号」とは、昭和54年6月29日までに化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)(化審法)の規定により公示された際に付せられた整理番号であり、これらは労働安全衛生法においても既存の化学物質として取り扱うこととしている(労働安全衛生法施行令附則第9条の2関係)。